

一般社団法人山形県放射線技師会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）定款第6条に基づき、本会の賛助会員に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 賛助会員は本会の趣旨、目的に賛同し、本会の事業を援助するため入会した個人又は団体。

(議決権)

第3条 賛助会員は本会の総会における議決権をもたない。

(入会)

第4条 賛助会員として入会する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第5条 賛助会員の年会費は20,000円とする。
2 既納の賛助会費は、返還しないものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号の一つに該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 本会が解散したとき

(除名)

第8条 賛助会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議に基づき除名することができる。

- (1) 本会の定款または、規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(特典)

第9条 賛助会員は、本会正会員と同様に次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が行う学術大会、講習会、研究会、セミナー（以下「学術大会等」という。）への参加。
- (2) 前号の学術大会等に参加するときは、正会員と同額の参加費を負担する。その場合、賛助会員（団体）に所属する社員等に個人単位で参加費を課するものとする。
- (3) 本会が発行する、刊行物の配布の受領。
- (4) 賛助会員は、自ら主催・共催する研究会等について、本会ホームページによる広報を無償で本会に依頼すること。
- (5) 本会が主催・共催する学術大会等において、賛助会員と業務上提携している団体が参加を希望した場合、その学術大会等に限り、賛助会員と同等として扱う。

(権利の喪失)

第10条 賛助会員が第7条の規程により資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、賛助会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び抛出金品は、これを返還しない。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和2年6月28日より施行する。

賛助会員入会申込書

一般社団法人 山形県放射線技師会
賛助会員入会申込書

年 月 日

一般社団法人山形県放射線技師会会長 殿

一般社団法人山形県放射線技師会賛助会員の入会を申し込みます。

(フリガナ)

社 名

住 所

担当者名

TEL

FAX

E-mail

* 本会からの連絡は E-mail を主とさせていただきます。

賛助会員退会届

一般社団法人 山形県放射線技師会
賛助会員退会届

年 月 日

一般社団法人山形県放射線技師会会長 殿

一般社団法人山形県放射線技師会を退会したいので申し込みます。

(フリガナ)

社 名

住 所

担当者名

TEL

FAX

E-mail
